

第7回 輸入麦の政府売渡ルール検討会

参 考 資 料

平成21年1月29日
総 合 食 料 局

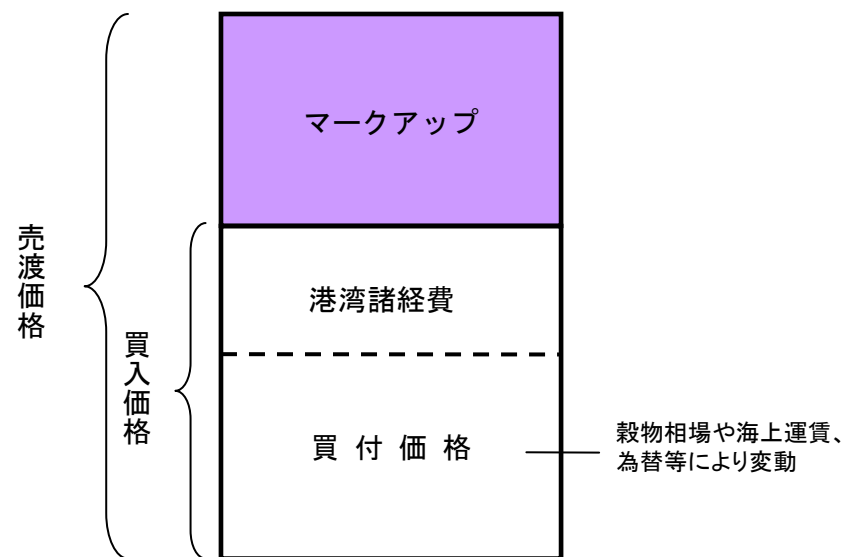
現行の輸入麦の売渡制度

- 平成19年4月から、輸入麦の政府売渡価格は過去の一定期間における買入価格の平均値に、マークアップ（政府管理経費及び経営所得安定対策に充当）を上乗せした価格で売渡す相場連動制に移行。
- 国際相場の変動の影響を緩和するため、価格改定は当面年2回とするとともに、過去8ヶ月間の平均買付価格をベースに算定。
- 一部の銘柄を対象として売買同時契約方式（SBS方式）を導入。

○ 相場連動制における価格改定ルール

項 目	基本的なルール
年間価格改定回数	当面、年2回（4月、10月） （原則は年3回（4月、8月、12月））
買付価格算定時期	価格改定月の3ヶ月前から遡って8ヶ月

○ 相場連動制の価格構成



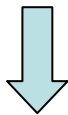
相場連動制導入までの検討経緯

新たな麦政策の構築

平成16年5月～17年10月
食糧・農業・農村政策審議会
食料分科会食料部会
「麦政策検討小委員会」
において検討(11回開催)

〈主な検討課題〉

- ・国内産麦対策の見直し
(新たな経営安定対策導入への
対応、民間流通制度の見直し)
- ・外国産麦の輸入及び売渡し
(輸入麦の売渡制度の見直し、
備蓄制度の見直し)
- ・麦加工産業対策の推進 等



平成17年11月
食料・農業・農村政策審議会報告
「今後の麦政策のあり方」

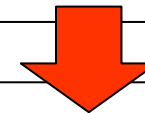
平成18年6月
主要食糧の需給及び価格の安定に
関する法律(食糧法)の改正
(19年4月施行)

〈改正の概要〉

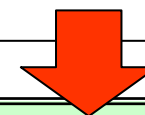
- 国内産麦の無制限買入制度廃止
- 需給見通しの策定
- 標準売渡価格制度廃止
 - ・相場連動制の導入
- SBS方式の導入

具体的ルール決定

関係業界等と協議の上、
○価格改定回数
○平均買付価格の算定期間
○SBSの対象銘柄
について、農林水産省が決定



平成18年11月
新たな麦の売渡制度について、
・食料・農業・農村政策審議会
食料分科会食料部会に報告
・プレスリリース、農水省HPにて公表

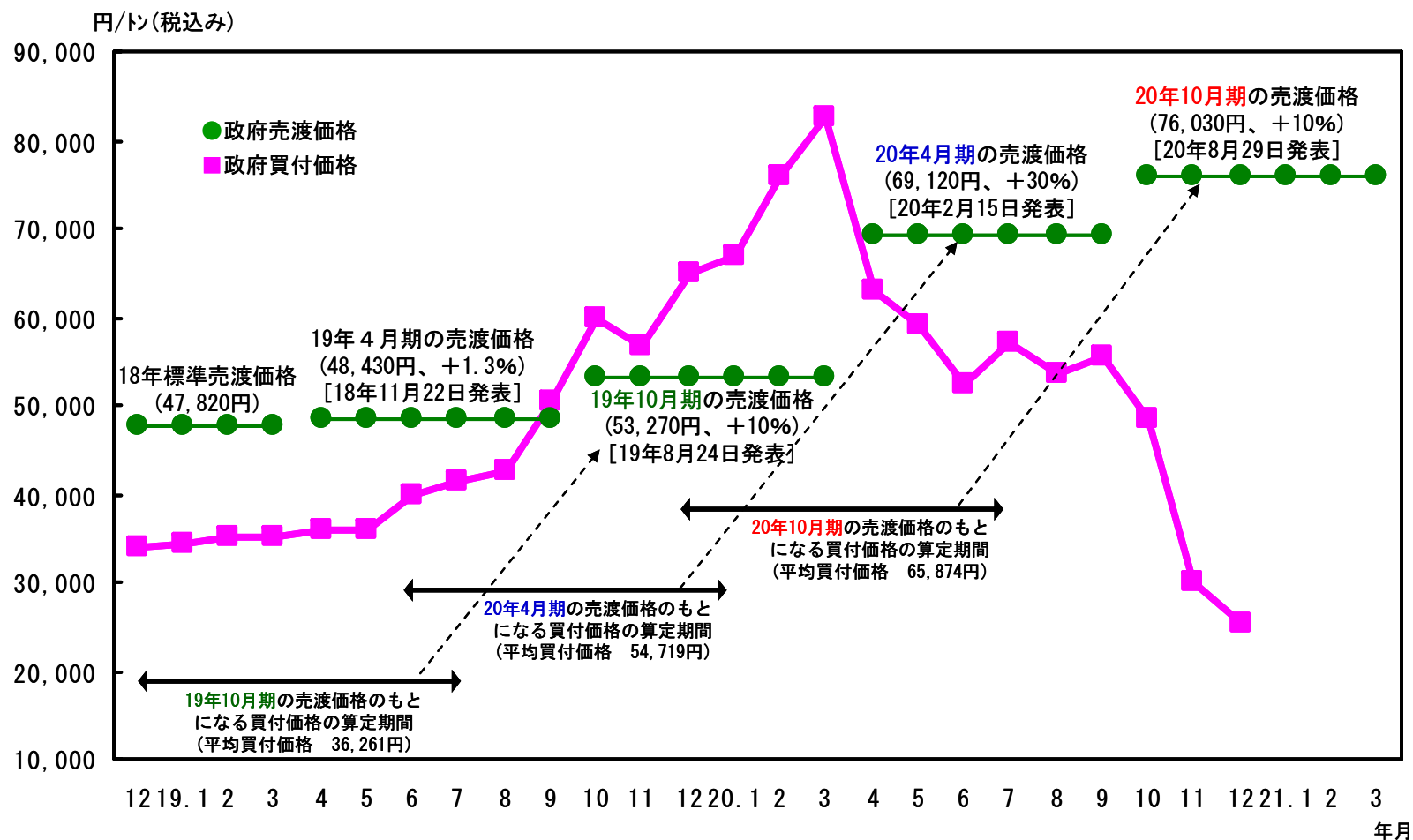


平成19年4月
相場連動制に移行

輸入小麦の政府売渡価格について

- この算定ルールに基づき、19年10月期は10%（14%から圧縮）、20年4月期は30%（38%から圧縮）の引上げ。20年10月期の価格改定においては、「経済対策」を踏まえ、引上げ幅を1／2程度（23%のところ10%）に圧縮したところ。

○輸入小麦の政府買付価格と政府売渡価格の推移（主要5銘柄平均）



輸入小麦の政府売渡価格の改定と小麦粉・麦製品価格の改定事例

	政府売渡価格	製粉大手 A 社 〔強力粉・準強力粉〕 25kg当たり	二次加工業界			
			食パン B 社 (1斤当たり)	即席めん C 社 (1個当たり)	生めん D 社 (1袋(3食)当たり)	菓子 E 社 (ビスケット)
19年 8 月	8/24 19年10月期発表					
9 月	↓	9/21 発表		9/ 5 発表		
10月	10/ 1 +10%	↓	10/ 9 発表	↓	10/ 3 発表	
11月		11月初旬 +175円 (+6%)	↓		↓	
12月			12/1 160円→170円 (+6%)			12/ 9 発表
20年 1 月				1/ 1 155円→170円 (+10%)	1/ 1 220g→200g (内容量変更 ▲9%)	↓
2 月	2/15 20年 4 月期発表					3月出荷 約▲7% (内容量変更)
3 月	↓	3/10 発表				
4 月	4/ 1 +30%	4/25 +560円 (+18%)	4/ 1 発表			
5 月			5/16 170円→185円 (+9%)			5/29 発表
6 月					6/23 発表	6月出荷 約▲7% (内容量変更)
7 月					↓	
8 月	8/29 20年10月期発表					
9 月	↓	9/16 発表			9/ 1 190円→200円 (+5%)	
10月	10/ 1 +10%	↓				10/21 発表
11月		11/1 +250円 (+7%)				↓
12月						12月出荷 約▲9% (内容量変更)

売買同時契約方式(Simultaneous Buy and Sell:SBS方式)の概要

- 平成19年4月から、一部の銘柄を対象としてSBS方式を導入。
- SBS方式は、予め需要者及び輸入業者が結びつき、輸入銘柄、輸入港及び輸入時期等を選択でき、多様なニーズに応えられる仕組み（一般輸入では対応できない小ロットの需要にも対応）。

(1) 対象銘柄（小麦）

【船単位の輸入※】豪州産プライム・ハード（中華麺）、デュラム小麦（パスタ）

【コンテナ単位の輸入】国が扱う主要5銘柄以外のもの

※ 用途が概ね限定されており他銘柄との代替関係が比較的低く、かつ、需要量の全量をSBS方式に移行できる銘柄であることを考慮して対象銘柄を指定。

(2) 最低輸入単位

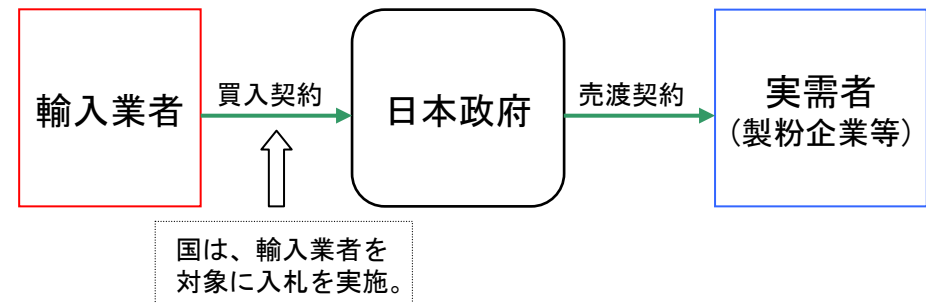
【船単位の輸入】 1,000トン（2万トン）

【コンテナ単位の輸入】 100トン

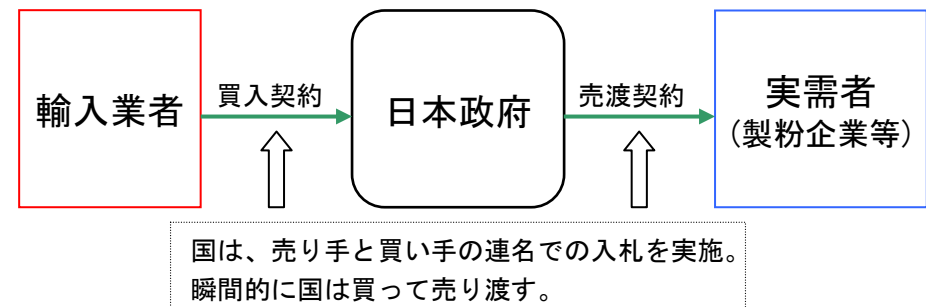
一つの港で荷揚げ可能な最小ロット（仕切りにより区分）
安全性検査費用の負担上、合理的な最小数量（6コンテナ）

○ 輸入麦の売渡方式（イメージ）

【一般の輸入方式】



【SBS輸入方式】



SBS方式による食糧用麦の輸入状況

【SBS方式による輸入銘柄】

(1) 船単位での輸入：小麦（デュラム小麦、豪州産プライム・ハード）

大麦（全銘柄）

(2) コンテナ単位での輸入：小麦（国が扱う主要5銘柄以外のもの）

（注）フランス産麦や有機栽培麦等、特定の需要に対応した輸入が多い

大麦（全銘柄）

（注）船単位の輸入では供給が間に合わない場合、補助的に輸入することが多い

1. 小麦のSBS方式による船単位での輸入状況

- ・ 大手製粉企業を中心とした全国的なグループ、大阪など需要地を中心とした中小製粉企業のグループなど、グループによる輸入が行われている。

2. 小麦のSBS方式によるコンテナ単位での輸入状況

- ・ 大手製粉企業を中心とした全国的なグループ、大阪や博多を中心とした中小製粉企業同士のグループなど、グループによる輸入が行われている。

3. 大麦のSBS方式による輸入状況

[船単位での輸入]

- ・ 業界の殆どが中小企業であるため、1社ごとの需要量が少なく、業界団体（精麦企業の組合、麦茶企業の組合の2団体）が会員企業をとりまとめて一括輸入。

[コンテナ単位での輸入]

- ・ 精麦用は、各企業が個別に輸入。
- ・ 麦茶用は零細企業が多いので、コンテナ単位の輸入についても麦茶組合が一括して輸入。

オーストラリアにおける輸出国貿易の廃止(小麦輸出制度の改革)

- 平成20年7月から、オーストラリアは輸出国貿易を廃止。
- 生産者が輸出業者を選択する権利を新たに得ることで、さらなる輸出競争力の増進を目指す。

【改革のポイント】

- (1) 豪州小麦輸出販売法 (Wheat Export Marketing Bill 2008) を制定。
- (2) これまで豪州小麦庁 (Australian Wheat Board : AWB) が独占していた小麦のバラ (船単位) 輸出を他の輸出業者に開放。生産者が輸出業者を選択する権利を新たに得ることで、さらなる輸出競争力の増進を目指す。
- (3) 輸出業者の認定や監督は、新たに設立された豪州小麦輸出機構 (Wheat Export Australia : WEA) が運営する。

○ 新制度の概要

- (1) 小麦の輸出には、WEAの認定が必要 (但し、個別生産者は除外)。
- (2) 小麦のバラ輸出を行う輸出業者は、WEAが認定した者に限る。
- (3) 輸出業者の認定要件は、財務状況及び過去の業績 (5年間の審査) が良好な者 (但し、業者数に制限は設けない)。
- (4) 港に輸出施設 (サイロ等) を所有する認定輸出業者は、他の認定業者の使用を拒否してはならない。
- (5) 認定輸出業者は、WEAに対し、輸出実績、遵法状況及び認定時の資格に影響する要件の変更があった場合、報告を行わなければならない。
- (6) 2008年12月現在で21の輸出業者が認定済である。

○ 制度改革の経緯

19年11月 (2007年)	○ 11月24日の豪州選挙の結果、労働党が勝利。労働党は小麦輸出について輸出独占制からライセンス制への移行を公約。
20年2月 (2008年)	○ 農相は、新たな輸出制度を決めるため諮問委員会を設立。諮問委員会は新たな輸出制度を検討し、政府に対して報告。
3月	○ 小麦輸出制度改革法案発表。 この法案により、新しく、豪州小麦輸出機構が設立され、輸出業者の認定や監督をすることとなった。
6月	○ 小麦改革法案が連邦会議で可決。
7月	○ 新制度施行。

マークアップの使途について

- マークアップは、WTO・ウルグアイラウンド交渉の結果導入された、WTO協定上認められた制度。
- 輸入麦の政府売渡価格に上乗せされるマークアップ（関税に相当するもの）は、経営所得安定対策の経費（国内産麦の生産振興）及び輸入麦の売買を行うために必要な政府管理経費のみに充当されている。

○ マークアップの使途（概略図）

